

山梨県公報

第二千四百八十九号

平成二十七年

三月二日

月 曜 日

目次

告示

- 土壤汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染されている区域の解除……………一一三
- 道路の供用開始……………一一三
- 道路の区域変更(三件)……………一一三
- 第四十一期山梨県労働委員会委員候補者の推薦について……………一一四
- 平成二十七年前期技能検定の実施……………一一五
- 平成二十七年技能検定(随時実施する三級、基礎一級及び基礎二級)の実施……………一一八
- 基本測量の終了……………一二一
- 開発行為に関する工事の完了について……………一二二
- 平成二十七年二月十九日付第二千四百八十六号中……………一二二

告示

山梨県告示第四十九号

土地が特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域として平成二十二年山梨県告示第百三十七号により指定した区域の全部について、土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六条第四項の規定により、その指定を解除する。

平成二十七年三月二日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 指定を解除する区域 北杜市小淵沢町二千二十八番地一の一部
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 トリクロロエチレン

三 指定を解除する区域において講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

山梨県告示第五十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県国土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から平成二十七年三月二十三日まで一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二日

山梨県知事 後 藤 齋

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期 日
県道	富士吉田西桂線	南都留郡西桂町小沼字池の頭二八六番の二地先から 南都留郡西桂町倉見字前田六六六番の三地先まで	九六九・五	平成二十七年三月二日

山梨県告示第五十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県国土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から平成二十七年三月二十三日まで一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 青木ヶ原船津線
- 三 道路の区域

区 間	旧 新 の 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
南都留郡富士河口湖町西湖字津原二四〇三番地先から	旧	七・七	二二〇・〇
	新	一〇・八	

南都留郡富士河口湖町西湖向浜二四〇七番の内一地先まで

新	七・七 五二・五	二二〇・〇
---	-------------	-------

山梨県告示第五十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県国土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から平成二十七年三月二十三日まで一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 山北山中湖線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
南都留郡山中湖村平野字宮脇一九四二番の一地从り 南都留郡山中湖村平野字宮脇一九五二番の二地先まで	八・四 八・四	六・六 八・四	二二・八	二二・八

山梨県告示第五十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県国土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十七年三月二十三日まで一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 四一一号
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
甲州市塩山上萩原字萩原山四七八三番の二地先から 甲州市塩山上萩原字萩原山四七八三番の二地先まで	一一・七 五四・〇	一四・一 五〇・四	一二〇・八	九八・〇
甲州市塩山上萩原字萩原山四七八三番の二地先から 甲州市塩山上萩原字萩原山四七八三番の二地先まで	一四・一 二〇・六		九八・〇	

公 告

● 第四十一期山梨県労働委員会委員候補者の推薦について
労働組合法施行令（昭和二十四年政令第二百三十一号）第二十一条第一項の規定により、第四十一期山梨県労働委員会の使用者委員及び労働者委員の候補者の推薦を求め、公告する。

平成二十七年三月二日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 推薦資格を有するもの及びその推薦方法
 - 1 使用者団体
 - (一) 使用者委員候補者を推薦し得る資格を有する使用者団体は、山梨県の区域内のみに組織を有するものであること。
 - (二) (一)の使用者団体は、書面により候補者を推薦すること。
 - 2 労働組合
 - (一) 労働者委員候補者を推薦し得る資格を有する労働組合は、山梨県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二条及び

第五条第二項の規定に適合するものであること。

(二) (一)の労働組合は、書面により候補者を推薦すること。この場合にあつては、その書面にその労働組合が(一)の規定に適合する旨の山梨県労働委員会の資格証明書を添付すること。

二 被推薦者の資格制限等

1 被推薦者が労働組合法第十九条の四第一項の規定に該当する場合には、委員となることができない。

2 公務員である被推薦者が委員に就任する場合には、国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第一条及び第四百四条又は地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第三十五条及び第三十八条の規定の適用を受ける。

三 推薦期間

平成二十七年四月一日(水)から同月三十日(木)まで

四 推薦書の提出場所

山梨県産業労働部労政雇用課(郵便番号四〇〇一八五〇一 甲府市丸の内一丁目六番一号)

● 平成二十七年度前期技能検定の実施

職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号)第六十六条第三項の規定に基づき、技能検定の実施について次のとおり公告する。

平成二十七年三月二日

山梨県知事 後 藤 齋

一 実施職種

1 一級及び二級

一級及び二級の検定職種のうち前期(平成二十七年四月一日から同年九月三十日までの期間をいう。以下同じ。)に実施するものは、次の表の上欄に掲げる職種とし、当該検定職種ごとの学科試験又は実技試験の科目のうち受検者が選択するものは、それぞれ同表の中欄又は下欄に掲げる科目とする。

検定職種	学科試験の選択科目	実技試験の選択科目
造園	なし	なし
鑄造	鑄鉄鑄物鑄造作業法	鑄鉄鑄物鑄造作業

金属熱処理	一般熱処理作業法	一般熱処理作業
機械加工	旋盤加工法 フライス盤加工法 研削盤加工法 マシニングセンタ加工法	普通旋盤作業 数値制御旋盤作業 フライス盤作業 数値制御フライス盤作業 平面研削盤作業 円筒研削盤作業 マシニングセンタ作業
放電加工	数値制御彫り放電加工法 ワイヤ放電加工法	数値制御彫り放電加工作業 ワイヤ放電加工作業
金属プレス加工	なし	なし
鉄工	構造物鉄工作業法	構造物鉄工作業
建築板金	内外装板金施工法	内外装板金作業
仕上げ	治工具仕上げ法 金型仕上げ法 機械組立仕上げ法	治工具仕上げ作業 金型仕上げ作業 機械組立仕上げ作業
ダイカスト	なし	コールドチャンネルダイカスト作業
電子機器組立て	なし	なし
電気機器組立て	回転電機組立て法 配電盤・制御盤組立て法 回転電機巻線製作法	回転電機組立て作業 配電盤・制御盤組立て作業 回転電機巻線製作作業
建設機械整備	なし	なし
家具製作	家具手加工作業法	家具手加工作業
建具製作	木製建具手加工作業法	木製建具手加工作業
プラスチック成形	射出成形法	射出成形作業

石材施工	石張り施工法	石張り作業
とび	なし	なし
左官	なし	なし
タイル張り	なし	なし
畳製作	なし	なし
防水施工	ウレタンゴム系塗膜防水施工法 アクリルゴム系塗膜防水施工法 シーリング防水施工法 FRP防水施工法	ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 アクリルゴム系塗膜防水工事作業 シーリング防水工事作業 FRP防水工事作業
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ施工法 カーペット系床仕上げ施工法 木質系床仕上げ施工法 鋼製下地施工法 ボード仕上げ施工法	プラスチック系床仕上げ工事作業 カーペット系床仕上げ工事作業 木質系床仕上げ工事作業 鋼製下地工事作業 ボード仕上げ工事作業
熱絶縁施工	保温保冷施工法	保温保冷工事作業
サッシ施工	なし	なし
貴金属装身具製作	なし	なし
表装	表具工作法 壁装施工法	表具作業 壁装作業
塗装	建築塗装法 金属塗装法	建築塗装作業 金属塗装作業
フラワー装飾	なし	なし

2 三級
 三級の検定職種のうち前期に実施するものは、次の表の上欄に掲げる職種とし、当該検定職種ごとの学科試験又は実技試験の科目のうち受検者が選択するものは、それぞれ同表の中欄又は下欄に掲げる科目とする。

検定職種	学科試験の選択科目	実技試験の選択科目
園芸装飾	なし	なし
造園	なし	なし
金属熱処理	一般熱処理作業法	一般熱処理作業
機械加工	旋盤加工法 フライス盤加工法 研削盤加工法 マシンニングセンタ加工法	普通旋盤作業 数値制御旋盤作業 フライス盤作業 平面研削盤作業 マシンニングセンタ作業
仕上げ	機械組立仕上げ法	機械組立仕上げ作業
機械検査	なし	なし
電子機器組立て	なし	なし
建築大工	なし	なし
とび	なし	なし
左官	なし	なし
化学分析	なし	なし
塗装	金属塗装法	金属塗装作業
フラワー装飾	なし	なし

二 試験の方法
 実技試験及び学科試験
 三 日程等
 1 実技試験
 (一) 実施期日
 平成二十七年六月三日(水)から同年九月八日(火)までの間において、別に

山梨県職業能力開発協会が指定する日に行う。

(二) 実施場所

別に山梨県職業能力開発協会から受検者に通知する。

(三) 問題の公表

平成二十七年五月二十七日(水)から山梨県職業能力開発協会(甲府市大津町二千三百三十番地二 山梨県立中小企業人材開発センター内)において行う。ただし、一部の職種については公表しない。

2 学科試験

(一) 実施期日

職種	実施期日
三級 園芸装飾 造園 機械加工 仕上げ 機械検査 電子機器組立て 建築大工 とび 左官 化学分析 塗装 フラワー装飾	平成二十七年七月十日(日)
1 一級及び二級 造園 金属熱処理 金属プレス加工 プラスチック成形 とび 防水施工 サッシ施工 塗装 2 三級 金属熱処理	平成二十七年八月二十三日(日)
一級及び二級 機械加工 鉄工 ダイカスト 電子機器組立て 建設機械整備 家具製作 建具製作 左官 畳製作 内装仕上げ施工 貴金属装身具製作	平成二十七年八月三十日(日)
一級及び二級 鑄造 放電加工 建築板金 仕上げ 電気機器組立て 石材施工 タイル張り 熱絶縁施工 表装 フラワー装飾	平成二十七年九月六日(日)

(二) 実施場所

甲府市大津町二千三百三十番地二 山梨県立中小企業人材開発センター

四 受検申請の手続

1 提出書類

(一) 技能検定受検申請書

(二) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

2 試験手数料

(一) 実技試験

(1) (2)に該当する者以外の者

一万七千九百円

(2) 三級を受検する者のうち次のア又はイに該当する者

一万千九百円

ア 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する高等学校、中等教育学校(同法第六十六条に規定する後期課程に限る。)、大学(同法

第百八条第二項に規定する短期大学を含む。)、若しくは高等専門学校、同法

第百二十四条に規定する専修学校又は同法第百三十四条第一項に規定する各

種学校在学する者

イ 職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第十五条の六第三項

に規定する公共職業能力開発施設、同法第二十七条第一項に規定する職業能

力開発総合大学校又は同法第二十五条に規定する認定職業訓練を行う事業主

等が設置する職業訓練施設において職業訓練を受けている者(職業に就いて

いる者及び職業能力開発促進法施行規則第九条に規定する短期課程の普通職

業訓練又は専門短期課程若しくは応用短期課程の高度職業訓練を受けている

者を除く。)

(二) 学科試験

三千百円

3 手数料の納付方法

実技試験の手数料及び学科試験の手数料は、技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)に添えて納付すること。なお、実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料の納付を要しない。また、申請書を受け付けた後は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は還付しない。

4 受付期間

平成二十七年四月六日(月)から同月十七日(金)まで

5 提出先

甲府市大津町二千三百三十番地二 山梨県立中小企業人材開発センター内 山梨県

6 その他

職業能力開発協会(電話〇五五―二四三―四九一六)

(一) 申請書の用紙及び受検案内は、山梨県職業能力開発協会に交付する。なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書きし、返信用封筒（角形二号の封筒に、あて先を記入し、百二十円分の切手を貼り付けたもの）を同封すること。

(二) 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書 在中」と朱書きすること（受付期間内の消印のあるもの限り受け付ける）。なお、試験の免除を受けようとするときは、その資格を証する書面を同封すること。

五 合格発表等

1 合格者の発表及び通知

合格者については、平成二十七年八月二十八日（金）（金属熱処理を除く三級職種に限る。）及び同年十月二日（金）に県庁東側の掲示板に受検番号を掲示するとともに、山梨県のホームページ内に掲載する。なお、合格者及び実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、山梨県職業能力開発協会から書面で通知する。

2 合格証書等の交付

一級の合格者には厚生労働大臣名の合格証書を、二級又は三級の合格者には山梨県知事名の合格証書を交付する。このほか、厚生労働大臣から技能検定の合格者に対し、合格した等級の技能士章を交付する。

六 その他

技能検定について不明な点は、山梨県産業労働部産業人材課又は山梨県職業能力開発協会に問い合わせること。

● 平成二十七年技能検定（随時実施する三級、基礎一級及び基礎二級）の実施

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十六条第三項の規定に基づき、技能検定の実施について次のとおり公告する。

平成二十七年三月二日

山梨県知事 後 藤 齋

一 実施職種等

1 実施する検定職種及びその等級

(一) 随時実施 三級

三級の検定職種のうち前期（平成二十七年四月一日から同年九月三十日までの期間をいう。以下同じ。）又は後期（同年十月一日から平成二十八年三月三十一日までの期間をいう。以下同じ。）の期間に関わらずに随時実施するものは、次

の表の上欄に掲げる職種とし、当該検定職種ごとの学科試験又は実技試験の科目のうち受検者が選択するものは、それぞれ同表の中欄又は下欄に掲げる科目とする。

検定職種	学科試験の選択科目	実技試験の選択科目
さく井	パーカッション式さく井施工 法 ロータリー式さく井施工 法	パーカッション式さく井工事作 業 ロータリー式さく井工事作 業
鋳造	鋳鉄鋳物鋳造作業法	鋳鉄鋳物鋳造作業
機械加工	旋盤加工法 フライス盤加工 法	普通旋盤作業 フライス盤作業
金属プレス加工	なし	なし
鉄工	なし	なし
工場板金	機械板金加工法	機械板金作業
仕上げ	治工具仕上げ法 金型仕上げ 法 機械組立仕上げ法	治工具仕上げ作業 金型仕上げ 作業 機械組立仕上げ作業
機械検査	なし	なし
ダイカスト	なし	ホットチャンバダイカスト作業 コールドチャンバダイカスト 作業
電子機器組立て	なし	なし
電気機器組立て	回転電機組立て法 変圧器組 立て法 配電盤・制御盤組立 て法 回転電機巻線製作法	回転電機組立て作業 変圧器組 立て作業 配電盤・制御盤組立 て作業 回転電機巻線製作作業
冷凍空気調和機器	なし	なし

施工	婦人子供服製造	寝具製作	帆布製品製造	家具製作	建具製作	紙器・段ボール箱製造	プラスチック成形	石材施工	パン製造	ハム・ソーセージ・ベーコン製造	建築大工	かわらぶき	とび	左官	タイル張り	配管
	なし	なし	なし	なし	なし	印刷箱製造法 貼箱製造法 段ボール箱製造法	射出成形法	石材加工法 石張り施工法	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	建築配管施工法
	なし	なし	なし	なし	なし	印刷箱打抜き作業 印刷箱製箱作業 貼箱製造作業 段ボール箱製造作業	射出成形作業	石材加工作業 石張り作業	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	建築配管作業

型枠施工	鉄筋施工	防水施工	内装仕上げ施工	熱絶縁施工	サッシ施工	表装	塗装	工業包装
なし	なし	なし	プラスチック系床仕上げ施工 法 カーペット系床仕上げ施工 法	なし	なし	なし	建築塗装法 金属塗装法 銅橋塗装法 噴霧塗装法	なし
なし	なし	なし	プラスチック系床仕上げ工事作業 カーペット系床仕上げ工事作業	なし	なし	なし	建築塗装作業 金属塗装作業 銅橋塗装作業 噴霧塗装作業	なし

(二) 基礎一級及び基礎二級

基礎一級及び基礎二級の検定職種のうち前期又は後期の期間に関わらずに随時実施するものは、次の表の上欄に掲げる職種とし、当該検定職種ごとの学科試験又は実技試験の科目のうち受験者が選択するものは、それぞれ同表の中欄又は下欄に掲げる科目とする。

検定職種	学科試験の選択科目	実技試験の選択科目
さく井	パーカッション式さく井施工 法 ロータリー式さく井施工 法	パーカッション式さく井工事作 業 ロータリー式さく井工事作 業
鑄造	鑄鉄鑄物鑄造作業法	鑄鉄鑄物鑄造作業
機械加工	旋盤加工法 フライス盤加工 法	旋盤作業 フライス盤作業

表装	なし	なし
塗装	建築塗装法 金属塗装法 橋塗装法 噴霧塗装法	建築塗装作業 金属塗装作業 鋼橋塗装作業 噴霧塗装作業
工業包装	なし	なし

2 受検資格

1 に掲げる随時実施の三級試験については、当該検定職種に係る基礎一級又は基礎二級に合格した者に限り受けることができるものとする。

二 試験の方法

実技試験及び学科試験

三 日程等

1 実技試験

(一) 実施期日

山梨県職業能力開発協会が指定する日に行う。

(二) 実施場所

山梨県職業能力開発協会から受検者に通知する。

(三) 問題の公表

あらかじめ受検申請者に送付する。

2 学科試験

(一) 実施期日

山梨県職業能力開発協会が指定する日に行う。

(二) 実施場所

甲府市大津町二千百三十番地二 山梨県立中小企業人材開発センター

四 受検申請の手続

1 提出書類

(一) 技能検定受検申請書

(二) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

2 試験手数料

(一) 実技試験

一万七千九百円

(二) 学科試験

三千百円

3 手数料の納付方法

実技試験の手数料及び学科試験の手数料は、技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）に添えて納付すること。なお、実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料の納付を要しない。また、申請書を受け付けた後は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は還付しない。

4 受付期間

随時

5 提出先

甲府市大津町二千百三十番地二 山梨県立中小企業人材開発センター内 山梨県職業能力開発協会（電話〇五五―二四三―四九一六）

6 その他

(一) 申請書の用紙及び受検案内は、山梨県職業能力開発協会に交付する。なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書し、返信用封筒（角形二号の封筒に、あて先を記入し、百二十円分の切手を貼り付けたもの）を同封すること。

(二) 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。なお、試験の免除を受けようとするときは、その資格を証する書面を同封すること。

五 合格発表等

1 合格者の発表

合格者には、山梨県職業能力開発協会が書面で通知する。

2 合格証書の交付

合格者には、山梨県知事の合格証書を交付する。

六 その他

技能検定について不明な点は、山梨県産業労働部産業人材課又は山梨県職業能力開発協会に問い合わせること。

● 基本測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により国土地理院の長から次のとおり基本測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十七年三月二日

一 測量の種類 基本測量（空中写真撮影・オルソ作成） 山梨県知事 後 藤 齋

- 二 測量の地域 南巨摩郡身延町、南巨摩郡早川町及び南巨摩郡南部町
- 三 測量の期間 平成二十六年八月十一日から平成二十七年一月二十三日まで

● 開発行為に関する工事の完了について
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第二項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十七年三月二日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
北杜市白州町下教采石字加久保三三四、三三七、三三八の一、三三八の二及び三三七の一の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都港区赤坂六丁目一番二十号 コカ・コーライーストジャパンプロダクツ株式会社 代表取締役 カリン・ドラガン

正 誤

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

○ 平成二十七年二月十九日掲載の土地収用法施行令に基づく公示による通知中

一〇三 上 終わりから七 通知の

通知に